

国家戦略特区における課税の特例措置

内閣府地方創生推進事務局

1 所得控除

国家戦略特区内で創業した企業を、創業から5年間税制支援。(所得金額の18%を控除)

対象	国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、「医療」又は「IoT(※)」の分野に該当する新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業
設立時期	設立の日(特区指定後の設立)から5年未満
事業概要	「専ら」上記の対象事業を営むこと
区域要件	特区内に本店又は主たる事務所を有すること 特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下等

※IoT：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

2 エンジェル税制

国家戦略特区内のスタートアップ企業への個人出資を税制支援。

対象企業		主な要件	
中小企業	農業・医療・バイオ分野	● 設立後5年未満 ● 売上高営業利益率2%以下	一定の雇用増加とは、投資契約時点で設立時以上、かつ前事業年度末より2人以上(商業・サービス業は1名以上)増加
小規模企業	全分野対象 従業員概ね20人以下 商業・サービス業は5人以下	● 設立後3年未満 ● 売上高営業利益率2%以下	
		● 一定の雇用増加 ● 特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下	

指定会社から発行される株式を払込みにより取得した個人に対して、取得金額(8百万円限度)と、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除。

3 設備投資促進税制

国家戦略特区内で設備投資を行う企業を税制支援。(特別償却又は税額控除)

対象	国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業 「医療」、「国際」分野の特定事業を行うものに限る
対象設備	● 機械・装置(取得価額:2千万円以上) ● 開発研究用器具・備品(取得価額:1千万円以上) ● 建物・附属設備・構築物(取得価額:1億円以上)
特別償却率	取得価額の40%(建物等 20%)
税額控除率	取得価額の12%(建物等 6%)

4 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

国家戦略特区法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画が認定されると、都市再生特別措置法第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなして、税制支援。

所得税 法人税	5年間25%(50%)割増償却
登録免許税	0.4%⇒0.35%(0.2%) ※()内は、特定都市再生緊急整備地域内の場合
不動産取得税	都道府県条例で定める割合を課税標準から控除
固定資産税 都市計画税	市町村条例で定める割合を課税標準から控除

5 再開発事業への土地供給者に対する軽減税率等

国家戦略特区内の特定事業の用に供するため土地等を譲渡した場合、税制支援。

対象	国家戦略特区内で、一定の規制の特例措置の適用を受け、高度な医療や国際分野に関する一定の公益的施設の整備、又は専ら公益的施設に供する建築物の整備を、500㎡以上の面積の土地に実施する者に対し土地を譲渡する者
所得税	長期譲渡所得15%⇒10%
個人住民税	5%⇒4%
法人税	法人重課(譲渡益の5%)の適用除外